

仕様別紙

1頁

件名	屋上防水修繕（七生中）	
概要	1. 場所 日野市南平六丁目7番地の1（七生中学校） 電話 042-591-0174	
要	2. 期間 契約日の翌日から令和8年2月27日まで	
	3. 内容 北校舎西側3階屋根、南校舎2階屋根、南校舎3階屋根、南校舎4階屋根、給食棟屋根、渡り廊下屋根の屋上防水の改修を行う。 なお、施工にあたっては、石綿の含有を見込むものとする。 (1) 北校舎3階屋根 ①防水工 ②仮設工 ③フェンス工 (2) 南校舎2階屋根 ①防水工 ②仮設工 (3) 南校舎3階屋根 ①防水工 ②仮設工 ③フェンス工 (4) 南校舎4階屋根 ①防水工 (5) 給食棟屋根 ①防水工 ②仮設工 (6) 渡り廊下屋根 ①防水工 ②仮設工 (7) 南校舎2階便所屋根 ①防水工	
	4. 仕様 (1) 北校舎3階屋根 ①防水工 高压洗浄 369m ² 平場 X-2工法 339m ² 立ち上がり X-2立ち上り工法 88m パラペット天端 X-2立ち上り工法 88m エアコン架台立上り 7基 フェンス基礎 大 22基 フェンス基礎 小 22基 排煙機室屋根 高圧洗浄 15m ² 排煙機室屋根 平場 X-2工法 15m ² ②仮設工 足場架け払い 手摺先行 クサビ式足場 W600 アスベスト除去共 52m ² 養生シート 52m ² 昇降設備 1力所	

仕様別紙

件名	屋上防水修繕（七生中）	
	侵入防止柵	4 m
	③フェンス工	
	室外機基礎廻り メッシュフェンス撤去	23 m
	室外機基礎廻り メッシュフェンス復旧	23 m
	(2) 南校舎2階屋根	
	①防水工	
	高压洗浄	98 m ²
	平場 X-2工法	72 m ²
	立上り X-2立上り工法	36 m
	パラペット天端	36 m
	②仮設工	
	足場架け払い 手摺先行 クサビ式足場 W600	
	アスベスト除去共	32 m ²
	養生シート	32 m ²
	昇降設備	1力所
	侵入防止柵	4 m
	(3) 南校舎3階屋根	
	①防水工	
	高压洗浄	893 m ²
	平場 X-2工法	754 m ²
	立上り X-2立上り工法	186 m
	パラペット天端	186 m
	エアコン架台立上り	13基
	フェンス基礎 大	42基
	フェンス基礎 小	40基
	ポール架台 H1000×W600×D600	3基
	階段室屋根 高圧洗浄	69 m ²
	平場	47 m ²
	立上り	29 m
	パラペット天端	29 m
	排煙機室屋根 高圧洗浄	12 m ²
	排煙機室屋根 平場 X-2工法	12 m ²
	②仮設工	
	足場架け払い 手摺先行 クサビ式足場 W600	
	アスベスト除去共 182 m ²	
	養生シート	182 m ²
	昇降設備	1力所
	侵入防止柵	15 m
	③フェンス工	
	室外機基礎廻りメッシュフェンス撤去 東側フェンス	15 m
	室外機基礎廻りメッシュフェンス復旧 東側フェンス	15 m
	室外機基礎廻りメッシュフェンス撤去 西側フェンス	19 m
	室外機基礎廻りメッシュフェンス復旧 西側フェンス	19 m
	(4) 南校舎4階屋根	
	①防水工	
	高压洗浄	209 m ²
	平場 X-2工法	255 m ²
	立上り X-2立上り工法	84 m
	パラペット天端	84 m
	階段室屋根 高圧洗浄	31 m ²

仕様別紙

件名	屋上防水修繕（七生中）	
	平場	18 m ²
	立上り	17 m
	パラペット天端	17 m
(5) 給食棟屋根		
①防水工		
・大屋根		
高压洗浄	442 m ²	
外周 既存端末金物撤去 シーリング共	66 m	
立上り 既存水切り金物撤去 シーリング共	13 m	
立上り 既存端末金物撤去 シーリング共	13 m	
平場 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm アスベスト除去共	375 m ²	
南側立上り 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm	13 m	
側溝 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm H1300 W600 20m		
塩ビ被覆鋼板 側溝入隅	40.6 m	
塩ビ被覆鋼板 側溝出隅	40 m	
塩ビ被覆鋼板 南側立上り切付	13 m	
塩ビ被覆鋼板 南側立上り端末 シーリング共	13 m	
塩ビ被覆鋼板 外周水切形状	66 m	
脱気筒設置 SUS製	7力所	
改修用ドレン設置 縦型 100φ用想定	5力所	
・南側屋根（中央）		
高压洗浄	48 m ²	
外周 既存端末金物撤去 シーリング共	66 m	
平場 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm アスベスト除去共	40 m ²	
立上り 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm	28 m	
塩ビ被覆鋼板 立上り下端	28 m	
塩ビ被覆鋼板 外周水切形状	28 m	
脱気筒設置 SUS製	1力所	
改修用ドレン設置 縦型 100φ用想定	2力所	
・南側屋根（東側）		
高压洗浄	36 m ²	
外周 アルミ笠木一時撤去・復旧	5.8 m	
立上り 既存水切り金物撤去 シーリング共	13 m	
立上り 既存端末金物撤去 シーリング共	13 m	
平場 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm アスベスト除去共	25 m ²	
立上り 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm	21 m	
塩ビ被覆鋼板 立上り切付	21 m	
塩ビ被覆鋼板 立上り端末 シーリング共	13 m	
塩ビ被覆鋼板 EXP. J部端末 シーリング共	2.3 m	
水切金物設置 アルミ製アングル 立上り端末上端 シーリング共		
脱気筒設置 SUS製	13 m	
改修用ドレン設置 縦型 100φ用想定	1力所	
EXP. J廻りコーティング 既存撤去・打ち替え	1力所	
EXP. J廻りコーティング 既存撤去・打ち替え	2.3 m	
・南側屋根（西側）		
高压洗浄	35 m ²	
外周 アルミ笠木一時撤去・復旧	9.5 m	
立上り 既存水切り金物撤去 シーリング共	5.6 m	
立上り 既存端末金物撤去 シーリング共	5.6 m	
平場 塩ビ機械固定式 t = 1.5 mm アスベスト除去共	17 m ²	

仕様別紙

件名	屋上防水修繕（七生中）	
	立上り 塩ビ機械固定式 $t = 1.5\text{ mm}$	19m
	塩ビ被覆鋼板 立上り・機械基礎廻り切付	33.4m
	塩ビ被覆鋼板 立上り端末 シーリング共	5.6m
	塩ビ被覆鋼板 EXP. J部端末 シーリング共	4m
	水切金物設置 アルミ製アングル 立上り端末上端 シーリング共	5.6m
	機械基礎 ウレタン塗膜防水 X-2立上り工法 アスベスト除去共	10.1m ²
	脱気筒設置 SUS製	1力所
	改修用ドレン設置 縦型 100φ用想定	1力所
	EXP. J廻りコーティング 既存撤去・打ち替え	4m
概要	・2階東側屋根	
	高压洗浄	15.5m ²
	外周 アルミ笠木一時撤去・復旧	9m
	立上り 既存水切り金物撤去 シーリング共	5.3m
	立上り 既存端末金物撤去 シーリング共	5.3m
	平場 塩ビ機械固定式 $t = 1.5\text{ mm}$ アスベスト除去共	9.5m ²
	立上り 塩ビ機械固定式 $t = 1.5\text{ mm}$	14.8m
	塩ビ被覆鋼板 立上り切付	14.8m
	塩ビ被覆鋼板 立上り端末 シーリング共	5.3m
	水切金物設置 アルミ製アングル 立上り端末上端 シーリング共	5.3m
要	脱気筒設置 SUS製	1力所
	改修用ドレン設置 縦型 100φ用想定	1力所
	②仮設工	
	足場架け払い 手摺先行 クサビ式足場 W600	
(6) 渡り廊下屋根	アスベスト除去共	918m ²
	養生シート	918m ²
	昇降設備	1力所
	侵入防止柵	72m
(7) 南校舎2階便所屋根	①防水工	
	高压洗浄	109m ²
	下地調整材塗布	109m ²
	平場 X-1工法	68m ²
	立上り X-2立上り工法	55m
	パラペット天端 X-2立上り工法	50m
	伸縮目地 既存撤去・シーリング材充填	64m
	柱天端	3.5m ²
	EXP. J廻りコーティング	12m
	脱気筒設置 SUS製	2力所
(8) その他	改修用ドレン設置 縦型 100φ用想定	3力所
	②仮設工	
	落下防止手摺設置・解体 設置個所防水補修共	430m

仕様別紙

5頁

件名	屋上防水修繕（七生中）
概要	<p>発生材運搬・処分、消耗品・雑材その他諸経費を含む。 アスベスト検査・報告等については、法令を遵守したものとすること。 アスベスト処理ほか施工にあたっては法令を遵守すること。</p> <p>5. 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 着手届（工程表・現場代理人・経歴書含む）契約締結後10日以内に提出すること。 (2) 使用材料等承諾願 (3) しゅん工届（各工程写真をA4版に整理して、修繕しゅん工届と共に提出すること。） (4) しゅん工図面を1部（A4版）提出すること。 (5) 支払請求書 <p>6. 支払条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支払い方法 完了後一括払い (2) 支払い時期 請負者は、完了検査に合格した後、速やかに請求書を提出すること。 市は、請求を審査し適正と認めたときに、請負者に支払うものとする。 <p>7. 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 作業日程等は、学校運営に支障をきたさないように、学校管理者及び市監督員と十分に協議の上、実施し、工期を遵守すること。 (2) 生徒及び学校関係者に対する安全対策を講ずること。 <p>8. 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報セキュリティポリシーの遵守 <ul style="list-style-type: none"> 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盜難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。 (2) 環境負荷低減の取組みについて <ul style="list-style-type: none"> 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。 (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務 <p>本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。 このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

仕様別紙

6頁

件名	屋上防水修繕（七生中）
概要	<p>2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(4) 内部通報制度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。 2) 内部通報したこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 <p>なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(5) 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p>